

△長屋町長▽

公営住宅の目的は議員の言つたとおりです。

平成8年の法改正により収入に応じた家賃制度、いわゆる応能応益家賃制度となり町条例も平成9年度に改正を行っています。

公営住宅法第16条では、病気にかかることがある場合において必要があると認める時は、家賃を減免することができます。

第16条は

一、収入が著しく低額であるとき。

一、災害により著しい損害を受けたとき。

もこの減免の対象にしています。

減免制度は、家賃が収入に応じて決定される応能応益家賃制度である以上、通常であれば決定家賃を減免する必要がないことから、

公営住宅法第16条では、病気にかかることがある場合において必要があると認める時は、家賃を減免することができます。

第16条は

一、収入が著しく低額であるとき。

一、災害により著しい損害を受けたとき。

もこの減免の対象にしています。

減免制度は、家賃が収入に応じて決定され

る応能応益家賃制度である以上、通常であれば決定家賃を減免する

制度の例外的且つ補足的な規定としています。町では現在建て替えをして住み替える場合、負担を軽減するために、5年間で段階的に家賃を上げるという傾斜家賃を行っています。

入居時に新家賃が経済的に負担となる場合は、既設の住宅いわゆる家賃の比較的安い所への住み替え斡旋を行っておりますが、住み替え等によって減免制度を適応した事例はありません。

もう一つは生活保護者の減免規定がありますが、生活保護制度の住宅扶助で措置されています。

制度の例外的且つ補足的な規定としています。町では現在建て替えをして住み替える場合、負担を軽減するために、5年間で段階的に家賃を上げるという傾斜家賃を行っています。

△大原議員▽

情に合わないところもありますので、状況をよく調査して見直しに

あります。

2番目の何を基準と

するかとの質問ですが、健康

で文化的な最低限度の

生活を保障するという

のが生活保護制度の趣

旨であります。

そういうことも踏ま

え、まじめに40年間国

民年金の保険料を納付

された方が不公平な立

場にならないような大

胆な改革を期待したい

と思います。

他町村でもいろいろ

制度が改革されています。

十分参考にしながら、

決断していただきたい。



新町団地 H22建設



あけぼの西団地 S49建設